

各都道府県総務部（局）長
（公務災害担当課扱い）
各指定都市人事主管局長
（公務災害担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令第3条第1項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件他5件の一部改正について（通知）

下記の6件の告示について、別添告示のとおり令和2年3月31日に改正され、本日から施行されますので通知します。

地方公務員災害補償法第69条第3項の規定においては、地方公共団体及び地方独立行政法人が定める補償の制度は、同法及び労働者災害補償保険法で定める補償の制度と均衡を失したものであってはならないとされていることから、その取扱いに遺漏のないようお願いします。

記

- 1 令和2年総務省告示第112号
外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令第3条第1項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件（平成3年自治省告示第74号）
- 2 令和2年総務省告示第113号
地方公務員災害補償法第2条第9項及び地方公務員災害補償法施行規則第3条第4項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件（平成4年自治省告示第57号）
- 3 令和2年総務省告示第114号
地方公務員災害補償法第2条第11項及び第13項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件（平成4年自治省告示第58号）
- 4 令和2年総務省告示第115号
地方公務員災害補償法第36条第2項第2号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第3条の3第1項及び第2項並びに附則第5条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件（平成4年自治省告示第59号）
- 5 令和2年総務省告示第116号
地方公務員災害補償法第30条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件（平成8年自治省告示第95号）
- 6 令和2年総務省告示第117号
地方公務員災害補償法施行規則第3条第7項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件（平成31年総務省告示第165号）

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
担当：森谷、番
電話：03-5253-5560（直通）

各都道府県総務部（局）長 殿
（市町村担当課、区政課扱い）

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令第3条第1項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件他5件の一部改正について（通知）

下記の6件の告示について、別添告示のとおり令和2年3月31日に改正され、本日から施行されますので通知します。

地方公務員災害補償法第69条第3項の規定においては、地方公共団体及び地方独立行政法人が定める補償の制度は、同法及び労働者災害補償保険法で定める補償の制度と均衡を失したものであってはならないとされていることから、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

つきましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く）及び一部事務組合等に対しても、この旨を周知くださるようお願いいたします。

記

- 1 令和2年総務省告示第112号
外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令第3条第1項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件（平成3年自治省告示第74号）
- 2 令和2年総務省告示第113号
地方公務員災害補償法第2条第9項及び地方公務員災害補償法施行規則第3条第4項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件（平成4年自治省告示第57号）
- 3 令和2年総務省告示第114号
地方公務員災害補償法第2条第11項及び第13項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件（平成4年自治省告示第58号）
- 4 令和2年総務省告示第115号
地方公務員災害補償法第36条第2項第2号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第3条の3第1項及び第2項並びに附則第5条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件（平成4年自治省告示第59号）
- 5 令和2年総務省告示第116号
地方公務員災害補償法第30条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件（平成8年自治省告示第95号）
- 6 令和2年総務省告示第117号
地方公務員災害補償法施行規則第3条第7項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件（平成31年総務省告示第165号）

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
担当：森谷、番
電話：03-5253-5560（直通）

地方公務員災害補償基金事務局長 殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
(公印省略)

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令第3条第1項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件他5件の一部改正について(通知)

下記の6件の告示について、別添告示のとおり令和2年3月31日に改正され、本日から施行されますので、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

- 1 令和2年総務省告示第112号
外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令第3条第1項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件(平成3年自治省告示第74号)
- 2 令和2年総務省告示第113号
地方公務員災害補償法第2条第9項及び地方公務員災害補償法施行規則第3条第4項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件(平成4年自治省告示第57号)
- 3 令和2年総務省告示第114号
地方公務員災害補償法第2条第11項及び第13項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件(平成4年自治省告示第58号)
- 4 令和2年総務省告示第115号
地方公務員災害補償法第36条第2項第2号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第3条の3第1項及び第2項並びに附則第5条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件(平成4年自治省告示第59号)
- 5 令和2年総務省告示第116号
地方公務員災害補償法第30条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件(平成8年自治省告示第95号)
- 6 令和2年総務省告示第117号
地方公務員災害補償法施行規則第3条第7項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件(平成31年総務省告示第165号)

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
担当：森谷、番
電話：03-5253-5560(直通)

○総務省告示第百十二号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令(昭和六十二年自治省令第三十一号)第三条第一項の規定に基づき、平成三年自治省告示第七十四号(外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件)の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

総務大臣 高市 早苗

改正後		改正前	
補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	率	補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	率
昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日まで	一・三〇	昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日まで	一・三〇
平成元年四月一日から平成二年三月三十一日まで	一・二六	平成元年四月一日から平成二年三月三十一日まで	一・二六

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の総務大臣が定める率は、次の表の上欄に掲げる補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

附 則

1 この告示は、令和二年四月一日から施行する。
2 この告示による改正後の規定は、令和二年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百十三号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第四項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十七号（地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

総務大臣 高市 早苗

改正後		改正前	
地方公務員災害補償法第二条第九項の総務大臣が定める率は、次の表の上欄に掲げる補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とし、地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の総務大臣が定める率は、次の表の上欄に掲げる災害発生の日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。	率	地方公務員災害補償法第二条第九項の総務大臣が定める率は、次の表の上欄に掲げる補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とし、地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の総務大臣が定める率は、次の表の上欄に掲げる災害発生の日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。	率
補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	率	補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	率
昭和六十年六月三十日以前	一・四七	昭和六十年六月三十日以前	一・四七
昭和六十年七月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	一・三九	昭和六十年七月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	一・三九
昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで	一・三六	昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで	一・三六
昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで	一・三四	昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで	一・三三
昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日まで	一・三〇	昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日まで	一・三〇
平成元年四月一日から平成二年三月三十一日まで	一・二六	平成元年四月一日から平成二年三月三十一日まで	一・二六
平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで	一・二一	平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで	一・二一
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	一・一七	平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	一・一六
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	一・一三	平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	一・一二
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・一〇	平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・一〇
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	一・〇八	平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	一・〇八
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	一・〇六	平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	一・〇六
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・〇四	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・〇四
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・〇二	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・〇二
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	一・〇〇	平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	〇・九八	平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	〇・九八
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	〇・九七	平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	〇・九七
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	〇・九七	平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	〇・九七

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九九	平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九九
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇〇	平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇一	平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇一	平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇一
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇一	平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇一
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇一	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇一	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇一	平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇一	平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇一	平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇一	平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇一	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇一	平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇一	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇〇	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇〇	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇〇
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	一・〇〇	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	一・〇〇

附則

1 この告示は、令和二年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の規定は、令和二年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

この告示に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百十四号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第十一项及び第十三项の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十八号（地方公務員災害補償法第二条第十一项及び第十三项の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額	年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、九八一円	一三、三四二円	二十歳未満	四、九〇〇円	一三、二八五円
二十歳以上二十五歳未満	五、五四三円	一三、三四二円	二十歳以上二十五歳未満	五、四八四円	一三、二八五円

地方公務員災害補償法第二条第十一项及び第十三项の総務大臣が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額とする。

地方公務員災害補償法第二条第十一项及び第十三项の総務大臣が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額とする。

1 この告示は、令和二年四月一日から施行する。
 2 この告示による改正後の規定は、令和二年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則

二十五歳以上三十歳未満	六、〇五一円	一四、一五七円	二十五歳以上三十歳未満	六、〇一〇円	一四、二四九円
三十歳以上三十五歳未満	六、四七五円	一七、一〇四円	三十歳以上三十五歳未満	六、三八九円	一七、二八五円
三十五歳以上四十歳未満	六、七八三円	一九、三三〇円	三十五歳以上四十歳未満	六、七六〇円	一九、〇五二円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇三二円	二一、二三五円	四十歳以上四十五歳未満	七、〇四二円	二一、三九九円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇八六円	二三、二六六円	四十五歳以上五十歳未満	七、〇八六円	二三、三〇四円
五十歳以上五十五歳未満	六、九九五円	二五、五〇三円	五十歳以上五十五歳未満	六、九一三円	二五、二三二円
五十五歳以上六十歳未満	六、五四三円	二五、五一五円	五十五歳以上六十歳未満	六、四二四円	二四、七九七円
六十歳以上六十五歳未満	五、三一五円	二〇、五一一円	六十歳以上六十五歳未満	五、二二二円	一九、七六九円
六十五歳以上七十歳未満	三、九七〇円	一四、九八〇円	六十五歳以上七十歳未満	三、九六〇円	一四、九九七円
七十歳以上	三、九七〇円	一三、三四二円	七十歳以上	三、九六〇円	一三、二八五円

○総務省告示第百十五号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十九号（地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
年度	区分	年度	区分
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで		平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで		平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	
率	一・二一	率	一・二一
	一・一七		一・一六

別表第一

一 地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号及び地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項の総務大臣が定める率は、別表第一の上欄に掲げる年度の分として支給された遺族補償年金及び障害補償年金の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。ただし、遺族補償年金及び障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する年度の分として支給された当該遺族補償年金及び当該障害補償年金については、別表第二の上欄に掲げる年度の分として支給された当該遺族補償年金及び当該障害補償年金の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

二 地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第二項及び附則第五条の総務大臣が定める率は、別表第二の上欄に掲げる障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金及び遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する年度の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

別表第一

一 地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号及び地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項の総務大臣が定める率は、別表第一の上欄に掲げる年度の分として支給された遺族補償年金及び障害補償年金の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。ただし、遺族補償年金及び障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する年度の分として支給された当該遺族補償年金及び当該障害補償年金については、別表第二の上欄に掲げる年度の分として支給された当該遺族補償年金及び当該障害補償年金の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

二 地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第二項及び附則第五条の総務大臣が定める率は、別表第二の上欄に掲げる障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金及び遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する年度の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

附 則

- 1 この告示は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、令和二年四月一日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金については、なお従前の例による。

○総務省告示第百十六号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第三十条の二第二項の規定に基づき、平成八年自治省告示第九十五号（地方公務員災害補償法第三十条の二第二項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

<p>地方公務員災害補償法第三十条の二第二項の総務大臣が定める金額は、次の表の上欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。</p>		<p>地方公務員災害補償法第三十条の二第二項の総務大臣が定める金額は、次の表の上欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。</p>	
<p>介護を要する状態の区分</p>	<p>介護を受けた日の区分</p>	<p>金 額</p>	<p>金 額</p>
<p>常時介護を要する状態</p>	<p>一 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十六万六千九百五十円を超えるときは、十六万六千九百五十円）</p>	<p>その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十六万五千五百五十円を超えるときは、十六万五千五百五十円）</p>
<p>随時介護を要する状態</p>	<p>一 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>二 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が七万二千九百九十円以下であるときに限る。）</p>	<p>その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が八万三千四百八十円を超えるときは、八万三千四百八十円）</p>	<p>その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が八万二千五百八十円を超えるときは、八万二千五百八十円）</p>

2 1 附 則
この告示は、令和二年四月一日から施行する。
この告示による改正後の規定は、令和二年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

○総務省告示第百十七号

地方公務員災害補償法施行規則(昭和四十二年自治省令第二十七号)第三条第七項の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第百六十五号(地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件)の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

総務大臣 高市 早苗

改 正 後		改 正 前	
地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の総務大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額とする。	地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の総務大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額とする。	地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の総務大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額とする。	地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の総務大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額とする。
補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	額	補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	額
平成十六年五月一日から平成十七年三月三十一日まで	四千四百四十円	平成十六年五月一日から平成十七年三月三十一日まで	四千四百四十円
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	四千六百六十円	平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	四千六百六十円
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	四千九十円	平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	四千九十円
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	四千二百二十円	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	四千二百二十円
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	四千八十円	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	四千八十円
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	四千五十円	平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	四千五十円
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	四千六十円	平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	四千六十円
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	三千九百七十円	平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	三千九百七十円
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	三千九百七十円	平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	三千九百七十円
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	三千九百七十円	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	三千九百七十円
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	三千九百四十円	平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	三千九百四十円
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	三千九百五十円	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	三千九百五十円
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	三千九百五十円	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	三千九百五十円
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	三千九百三十円	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	三千九百三十円
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	三千九百四十円	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	三千九百四十円
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	三千九百六十円	平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	三千九百六十円
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	三千九百七十円		

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

附 則